

## 府職労の要求を反映し、新型コロナウイルス感染症対策業務に係る特勤手当 特例措置で日額3,000円への引上げを提案

4月30日、府当局は府職労に対し「新型コロナウイルス感染症対策業務に係る特殊勤務手当（防疫等作業手当）の改正について」を提案しました。

府職労は、国が人事院規則の一部改正を行い、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための防疫等作業手当の特例を設けたことを踏まえ、緊急申入れを行い、保健所等で新型コロナウイルス感染症対策業務に従事する職員に対し、国と同基準の手当支給を行うように再三、求めていました。

今回の提案では、国のダイヤモンドプリンセス号等の特例措置に準拠し、①感染症患者、感染の疑いのある者に接する業務、②病原体が付着や付着の疑いのある物の処理、③病原体の検査や培養のため病原体を取り扱う業務、④療養施設（軽症者療養ホテル）における連絡調整に関する業務、⑤感染症患者の身体に接触して行う業務、⑥感染症患者、感染の疑いのある者に長時間にわたり接する業務を支給対象としています。

支給額については、①～④は日額3千円、⑤⑥については日額4千円としています。

実施時期については、条例公布の日とし、2月1日に遡り適用するとしています。

協議期限については、5月11

日までとされていますが、今回の提案は、この間の要求に応えるものであり、早急の実施、支給するように求めました。

また、府立病院機構、大阪健康安全基盤研究所においても、同水準の手当が支給できるように大阪府として働きかけるとともに、必要な予算措置を求めました。

なお、府当局は「条例改正が必要なため、5月府議会の議決を経て6月以降の支給となる見込み」と説明しています。

### 職員の健康と安全確保等について申入れ

府職労は、新型コロナウイルスの爆発的な感染者の増加を抑制し、府民のいのちと健康を守るため、府庁一丸となって、府立病院機構、大阪健康安全基盤研究所との連携を強め、全力で取り組もうと10項目の申入れ（4月8日）を行いました。

現在も危機管理室、保健医療室、保健所、商工労働部等への応援体制の強化も取り組まれています。依然として保健所、医療現場をはじめ、現場は混乱し、長時間過密労働が続き、職

員の疲弊も深刻化しています。こうした事態を少しでも解消し、職員の健康と安全を守るため、引き続き14項目の申入れ（裏面掲載）を行いました。

### 労働条件改善には労働組合が必要

府職労は、これまでも今回のような感染症の発生をはじめ、災害時であっても対応できる職員体制を求めてきましたが、こ

のような緊急時だからこそ、労働組合がしっかり現場の状況を把握し、要求することで労働条件を向上させることができます。

引き続き、府職労は緊急時であっても、安全に働き続けられるよう取り組みを進めます。そのためにも、みなさんの府職労への加入を心より呼びかけます。



組合加入はこちらから→

#### 新型コロナウイルス感染症対策業務に係る特殊勤務手当（防疫等作業手当）の改正について（提案）

- 提案理由**：今般の新型コロナウイルス感染症対策業務に係る特殊勤務手当（防疫等作業手当）について、特例措置を講じることとする。
- 提案内容**：国のダイヤモンドプリンセス号等の特例措置に準拠し、以下のとおり定める。

	対象業務	手当額 (日額)
防疫等作業手当	①新型コロナウイルス感染症の患者又は新型コロナウイルス感染症にかかっている疑いのある者に接する業務	3,000円
	②新型コロナウイルス感染症の病原体が付着し、又は付着している疑いのある物の処理	
	③新型コロナウイルス感染症の病原体の検査又は培養のため当該病原体を取り扱う業務	
	④新型コロナウイルス感染症の患者が療養を行っている施設における連絡調整に関する業務	
	⑤新型コロナウイルス感染症の患者の身体に接触して行う業務	4,000円
	⑥新型コロナウイルス感染症の患者又は新型コロナウイルス感染症にかかっている疑いのある者に長時間にわたり接する業務	

※③、④及び⑥の業務で2日にわたる勤務に従事する場合には、継続した勤務1回につき3,000円又は4,000円とする。

※特例適用の期間は、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定する新型コロナウイルス感染症に関する業務に従事した期間とする。

3 **実施時期**：条例公布の日（令和2年5月議会に条例改正案を提出予定）

4 **適用日**：令和2年2月1日

※新型コロナウイルス感染症対策業務に従事した職員に適用する必要があるため。

5 **協議期限**：令和2年5月11日

2020年4月30日

大阪府知事 吉村 洋文 様

大阪府職員労働組合  
執行委員長 小松 康則

**新型コロナウイルス感染症の収束をめざして、府庁一丸となった協力体制と職員の健康・安全を守ることを求める緊急申入れ**

府職労は、新型コロナウイルスの爆発的な感染者の増加を抑制し、府民のいのちと健康を守るため、府庁一丸となって、府立病院機構、大阪健康安全基盤研究所との連携を強め、全力で取り組もうと10項目の申入れ（4月8日）を行いました。

その後、危機管理室、保健医療室、保健所、商工労働部等への応援体制の強化、特殊勤務手当（防疫等作業手当）の増額、学校等の臨時休業に伴う職務専念義務免除の取扱いの拡大など、申入れに沿った対応をしていただいていることに敬意を表します。

しかし、依然として保健所、医療現場をはじめ、現場は混乱し、長時間過密労働が続き、職員の疲弊も深刻化しています。

こうした事態を少しでも解消し、職員の健康と安全を守るため、以下のとおり申入れます。

1. 職員の安全確保に全力を尽くすこと。感染拡大を防止するため、感染者や濃厚接触者を隔離して対応できるよう環境整備すること。

また、感染者や濃厚接触者に対応する可能性のある業務を行う職員に対し、個人防護具（服）を必要数確保するなど、感染防止に努めること。

2. 職員の3月～4月の時間外勤務実績を明らかにし、職員の過重労働対策を行うこと。

3. 保健所職員（特に保健師）を直ちに大幅に増員すること。当面の措置として、臨時的任用職員（保健師）の採用を行い、必要な予算措置を行うこと。

4. 保健所への応援体制を強化すること。具体的には保健師等の電話対応の負担等を軽減するため、各保健所に電話対応専用の支援体制を確立すること。

また、夜間・休日等に自宅で電話等の対応をする職員に対し、オンコール手当を支給すること。

5. 危機管理室、健康医療部、商工労働部のコールセンター応援体制を強化すること。コールセンターでの電話応答業務については1台の電話に対

し2人の職員の配置、ローテーションするなど、職員の休憩・休息時間の確保に努めること。

6. 保護者が新型コロナウイルスに感染した場合の児童の保護にあたっては、児童と職員の安全確保に万全を尽くすこと。児童の安全確保のため、常時（夜勤時も含む）複数の職員が対応できるよう体制を取ること。そのため、緊急にケースワーカー（臨時的任用職員を含む）を増員すること。ケースワーカー等での対応が困難な場合は、他部局からの応援も含め検討すること。

7. 職員の応援については、職員の希望も聞くとともに、健康状態や育児・介護等の要件にも配慮すること。

8. 現在の状況下において、非常勤職員の在宅勤務適用を原則として認めること。在宅勤務が困難な場合は、自宅待機とすること。

9. 在宅勤務にあたっては、妊娠している職員、基礎疾患のある職員を優先するなどの配慮を行うこと。在宅勤務が困難な場合は、自宅待機とすること。

10. 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、介護施設の休業や利用自粛等の要請等があり、被介護人の世話がが必要な場合、職務専念義務を免除すること。

11. 全庁的に在宅勤務や応援体制が取られ、職場内での会議開催も自粛している状況を踏まえ、今年度の人事評価を中止すること。

12. 新型コロナウイルス感染症業務に従事した職員が感染した場合は、厚生労働省労働基準局補償課長通知（基補発0428第1号／令和2年4月28日）を踏まえ、速やかに公務災害認定を行うよう地方公務員災害補償基金大阪府支部に働きかけること。

13. 職員数管理目標を見直し、感染症の蔓延や今後も予測される地震、台風、豪雨等の災害時にも十分に対応できるマンパワーを備えるために、職員を増やすことを可能とする整備を行うこと。

14. 新型コロナウイルス感染症対策業務に係る特殊勤務手当（防疫等作業手当）については、府立病院、大阪健康安全基盤研究所の職員にも同水準の手当が保障されるよう大阪府として働きかけるとともに、必要な予算措置を行うこと。